

Hiroshima NOW

7

2023

やさしい日本語 No. 15

ひとりで 子どもを育てていて、収入が 少ない 世帯へ 大切なお知らせです。

「子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯分) を もらうことができます

ひろしま市民と市政 6月15日号 (P3)

ひとりで 子どもを 育てている世帯※で、収入が 少ない世帯は 子ども 1人につき 50,000円を もらうことができます。このお金のことを 「給付金」といいます。

※世帯：同じ家で 一緒に 生活をしている人のグループのこと

★ 次の どちらかに あたる人は この給付金を 申しこまなくていいです。あなたが 児童扶養 手当※を もらっている 銀行口座に 広島市役所が この給付金のお金を 振りこみます。

- 2023年3月分の 児童扶養手当を もらった人
- 2023年4月分から 新しく 児童扶養手当を もらう人

※ 児童扶養手当：離婚したり、夫または 妻の どちらかが 亡くなったりなどして、18歳までの 子ども または 19歳までの 障害がある 子どもを、ひとりで 育てている 人が もらうことができる お金のこと

★ 給付金の くわしいことは 広島市役所の ウェブサイトを 見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/330509.html> (日本語)

1. もらうことができるお金

子ども1人につき 50,000円

2. 給付金を もらうために 申しこみをする ひつようがある人

ひとりで 子どもを 育てている人で つぎの ①または ②の どちらかに あたる人は 給付金を もらうために 申しこみをしてください。

- ① 公的年金※¹などを もらっていることが理由で 2023年3月分の 児童扶養手当を もらっていない人 (ただし 児童扶養手当を もらうことができる きまった 所得※²よりも 少ない 所得の 人だけが 申しこみをする ことができます。)

※1 公的年金とは、つぎの年金などです。

遺族年金：国民年金や厚生年金に入っていた人が亡くなったあとその人の家族が
 もらうことができる お金

障害年金：体などに障がいがある人がもらうことができる お金

老齢年金：65歳より上の方がもらうことができる お金

労災年金：仕事でけがや病気をした人がもらうことができる お金

※2 所得：収入<はたらいてもらったお金>から税金などをひいたお金

② 児童扶養手当をもらっていない人で、食べものなど物のねだんが高くなったことで
 生活が苦しくなり、児童扶養手当をもらっている人と同じくらいの収入になっている
 人

👏 「ひとり親世帯以外分の子育て世帯生活支援特別給付金」をもらった人はこの給付金を
 もらうことができません。

3. 給付金を申しこむ方法

● 申請書※がもらえるところ

広島市役所のウェブサイトからダウンロードすることができます。またはあなたが
 住んでいる区の区役所の福祉課でもらうことができます。

※申請書：給付金を申しこむための書類のこと

● 申請書を出すところ

申請書はつぎの①または②の方法で出してください。

① 申請書を郵便で送る

② 給付金を申しこみをする人が、住んでいる区の区役所の福祉課に申請書を持ってい
 く

■ 申請書を郵便で送るとき

下のところへ申請書を郵便で送ってください。

〒730-8586

広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

広島市 中区 未来局 子育て・家庭支援課 支援係 行

- 申請する人が 住んでいる区の 区役所の福祉課に 申請書を 持っていくとき
区役所の福祉課が あるところ

なかく 中区	なかくおおてまちよんちょうめ 中区大手町4丁目1-1	あさみなみく 安佐南区	あさみなみくなかすいっちょうめ 安佐南区中須1丁目38-13
ひがしく 東区	ひがしくひがしかにやちよう 東区東蟹屋町9-34	あさきたく 安佐北区	あさきたくかべさんちようめ 安佐北区可部3丁目19-22
みなみく 南区	みなみくみなみちよういっちょうめ 南区皆実町1丁目4-46	あまく 安芸区	あまくふなごしみなみさんちようめ 安芸区船越南3丁目2-16
にしく 西区	にしくふくしまちようにちようめ 西区福島町2丁目24-1	さえきく 佐伯区	さえきくかいろうえんいっちょうめ 佐伯区海老園1丁目4-5

● 申しこみの しめきり

2024年2月29日 (木曜日)

★ 申請書を 郵便で送る人は この日までに 申請書を ポストに 入れてください。

※ ひつような書類が ぜんぶ 入っていないなど 申しこみの しめきりの日までに
広島市役所が 申請書を 確認できないときは この給付金を もらうことはできません。

4. 相談できるところ

- ひつような書類など 申しこみについて くわしいことを 知りたいときは 下のところに
電話してください。

広島市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター (日本語のみ)

TEL: 0120-145-577 (電話の お金は かかりません。) FAX: 082-504-2727

電話を することができる 時間: 午前8時30分から 午後5時 (土曜日、日曜日、祝日<日本の
休みの日>、12月29日から 1月3日は 休みです。)

- 日本語が わからなくて 困ったことがあるときは 広島市・安芸郡外国人相談窓口 に 相談
してください。

広島市・安芸郡外国人相談窓口

TEL: 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談できる日: 月曜日から 金曜日

相談できる時間: 午前9時から 午後4時

休み: 土曜日、日曜日、祝日<日本の 休みの日>、8月6日、12月29日から 1月3日

相談できる言葉: スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3木曜日です。

